

平成 29 年第 4 回稲城市教育委員会定例会

- 1 平成 29 年 4 月 18 日、午後 3 時から市役所 6 階 601・602 会議室において、平成 29 年第 4 回稲城市教育委員会定例会を開催する。

- 1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江
城所 正彦
保坂 律子
今泉 浩史
小島 文弘

- 1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	石田 昭男
教育指導担当部長	渡辺 恭秀
教育総務課長	大塚 広満
学務課長	佐藤篤太郎
指導課長	岸 知聡
生涯学習課長	関口 美鈴
体育課長	安藝 宏延
学校給食課長	佐藤 知子
図書館課長	稲田 基樹

- 1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 齋藤 晃二
教育総務課教育総務係 加藤 綾子

- 1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第 1 会議録署名委員の指名
- (2) 日程第 2 会期の決定
- (3) 日程第 3 教育行政報告
- (4) 日程第 4 第 11 号議案

「稲城市立学校給食共同調理場第一調理場建替移転に伴う教育財産の取得の申出について」

委員 長 ただいまから平成29年第4回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。
それでは日程第1 本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。
前例に従いまして、教育委員長指名といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員 長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、今泉委員にお願いいたします。

次に、日程第2「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員 長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。
教育長から教育行政報告の申し出がございます。
日程第3「教育行政報告」を教育長よりお願いいたします。

教育 長 教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

[教育行政報告]

教育総務課長 1 教育委員会後援名義について
2 寄附について
3 平成29年4月東京都市教育長会庶務課長会定例会について

学務課長 1 平成29年3月分不登校による欠席児童・生徒数について
2 第4回稲城市立学校適正学区等検討委員会について
3 平成29年度小学校入学予定児童の安全帽子の配布について
4 寄附について
5 平成29年度児童・生徒数・学級数（学級編成：平成29年4月7日現在）について

指導課長 1 担当者事業について
2 推進事業について
3 研修事業について
4 その他について
5 教育センター関係について

- 生涯学習課長
- 1 社会教育委員関係について
 - 2 芸術文化活動の振興について
 - 3 文化財の保護と普及について
 - 4 生涯学習推進事業について
 - 5 学校施設コミュニティ開放事業について
 - 6 放課後子ども教室参加状況について
 - 7 公民館主催事業の実施状況について
 - 8 iプラザの主な主催事業の実施状況について
 - 9 平成29年3月 生涯学習課利用統計について

- 体育課長
- 1 スポーツ推進委員協議会関係について
 - 2 市立公園内運動施設管理運営について
 - 3 社会体育施設管理運営関係について
 - 4 学校開放事業について
 - 5 体力づくり運動推進事業について
 - 6 東京ヴェルディ支援推進事業について

- 学校給食課長
- 1 平成28年度給食終了について
 - 2 平成28年度4～3月の給食調理数について
 - 3 平成28年度学校給食野菜に関する情報交換会について
 - 4 平成29年度給食開始について

- 図書館課長
- 1 市主催事業について
 - 2 中央図書館主催事業（SPC運営）について
 - 3 分館の主催事業について
 - 4 城山体験学習館の主な事業について
 - 5 地域との連携について
 - 6 視察・研修について
 - 7 図書館の利用状況（平成29年3月）について

委員 長 教育行政報告が終わりました。

次に、日程第4 第11号議案「稲城市立学校給食共同調理場第一調理場建替移転に伴う教育財産の取得の申出について」を議題といたします。

教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育 長 本案につきましては、稲城市立学校給食共同調理場第一調理場の建替・取得について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定に基づき、稲城市長に教育財産の取得の申出を行う必要があるため、本案を提出するものです。

詳細につきましては、学務課長より説明いたします。

学務課長　それでは、第 11 号議案「稲城市立学校給食共同調理場第一調理場建替移転に伴う教育財産の取得の申出について」について、詳細な説明を申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 28 条第 2 項において、地方公共団体の長は教育委員会の申出をまって、教育財産の取得を行うものとする規定されていることから、稲城市長に対し、稲城市立学校給食共同調理場第一調理場建替移転に伴う教育財産の取得について申出を行うものです。

申出の内容ですが、財産名称については、稲城市立学校給食共同調理場第一調理場、予定位置は南山東部土地区画整理事業地内 90 街区、開設予定時期については平成 32 年 9 月としております。施設の概要については、第 11 号議案の議案概要説明書のとおりとなっております。

今後のスケジュールとしましては、本年 5 月から平成 30 年 9 月にかけて基本設計・実施設計・地盤調査を行います。平成 30 年 9 月には用地第 1 期を取得します。平成 31 年 1 月からは、平成 32 年 3 月の竣工に向け工事を行い、備品等の整備を行いながら平成 32 年 9 月の稼動を目指してまいりたいと考えております。また、平成 35 年 3 月には用地第 2 期を取得します。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 28 条 3 項において、地方公共団体の長は、教育財産を取得したときは、すみやかに教育委員会に引き継がなければならないとされておりますので、取得後の財産については教育委員会で管理することとなっております。説明については以上でございます。

委員 長　以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

保坂委員　新調理場での食数は何食を予定しているのですか。

委員 長　学務課長。

学務課長　最大 6,500 食の調理ができる施設を予定しております。

城所委員　今回、教育財産の取得の申出を市長に行うということですが、なぜこの時期に申し出を行うのでしょうか。

委員 長　学務課長。

学務課長　新調理場の基本的な方針は決まっておりましたが、今後、具体的なスタートとして、建物の設計に入ってまいりますので、その設計の委託契約を結ぶ 5 月の前に市長へ財産取得の申出をするということです。

今泉委員 取得の申出は、土地と建物両方ということでしょうか。

委員 長 学務課長。

学務課長 土地と建物両方ということです。スケジュール的に建物の設計が始めに始まりますので、その前に申出ということです。

今泉委員 用地の取得は、第1期、第2期とありますが、今回の申出は、両方含まれるということでしょうか。

委員 長 学務課長。

学務課長 全ての開始前に申出を行うということなので、今回の申出に両方含まれます。

委員 長 いかがでしょうか、ご質問は。よろしいですか。

それでは、他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第11号議案「稲城市立学校給食共同調理場第一調理場建替移転に伴う教育財産の取得の申出について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第11号議案は原案のとおり可決いたしました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。これにて閉会といたします。

(午後3時27分閉会)